（報告金融機関等の範囲等に関する経過措置）

第六条　新令第六条の七第一項及び第六条の八の規定は、施行日以後に新法第十条の五第一項の届出書を提出する場合について適用し、施行日前に旧法第十条の五第一項の届出書を提出した場合については、なお従前の例による。

（報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置）

第七条　新令第六条の十四第一項の規定は、施行日以後の各年の十二月三十一日において新法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて新法第十条の六第一項に規定する特定取引を行った者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供について適用し、施行日前の各年の十二月三十一日において旧法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて旧法第十条の六第一項に規定する特定取引を行った者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十六号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号を同条第十二号とし、同条第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　措置法第五十九条の三の規定

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十七号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十五条及び第八十八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「八千百円」を「八千二百円」に、「七千七百円」を「七千八百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第二条第二項の規定は、同項に規定する出頭等に必要な日数のうちこの政令の施行の日以後に係るものについて適用し、当該日数のうち同日前に係るものについては、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十八号

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十五条の十九及び第百九十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十七年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「八千百円」を「八千二百円」に、「七千七百円」を「七千八百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正前の第二条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する出頭等に必要な日数で、この政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄